

岡山市当新田環境センター
基幹改良・運営事業

事業概要説明書

令和7年3月

岡 山 市

目 次

第1 事業の目的及び事業の内容等	4
第2 事業者の募集及び選定に関する事項	8
第3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	15
第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	16
第5 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	17
第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	18
第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	19
第8 その他事業の実施に関し必要な事項	20
別紙－1 本件事業の事業スキーム図	22
別紙－2 敷地配置図	23
別紙－3 本件事業に係るリスク分担(案)	24
別紙－4 契約手続きに関する事項	27

本事業概要説明書で用いる用語を以下のとおり定義する。

用語	定義
本件事業	岡山市当新田環境センターの基幹的設備改良工事及び第２期長期包括運營業務について、基幹改良ＤＢＯ方式を採用し、事業者に一括して長期的かつ包括的に発注することで、事業者が有するノウハウと創意工夫が効果的に発揮されることにより、ごみ処理事業が有すべき公共サービスを高い水準で発揮・維持しつつ、財政負担の低減を図る「岡山市当新田環境センター基幹改良・運營業務」をいう。
本件施設	ごみ焼却施設（工場棟と管理棟は合棟構造）、計量棟、洗車場等の付属建物、敷地内外構施設及びその他付帯設備によって構成する岡山市当新田環境センターをいう。
工場棟	ごみ焼却施設のプラント設備等を収納する建屋をいう。
工場管理棟	ごみ焼却施設を含む本件施設を管理するため本件業務に従事する運營業務者が勤務するための諸室を備えた管理事務所としての機能を備える建屋をいう。本件施設では、工場棟と管理棟は合棟で整備されている。
本件敷地	本件施設が位置する敷地をいう。本件施設の他に当新田事業所、当新田資源回収所、ＢＤＦ供給施設、その他各種駐車場が配置されている。
計量棟	本件施設の正門から退出入する敷地進入道路上に位置し、入口計量機と出口計量機を備える建屋をいう。
当新田事業所	環境局環境部当新田事業所に所属する本市職員が勤務するための諸室を備える建屋をいう。
当新田資源回収所	市内の一般家庭から排出される資源化物を市民自らが持込し、受入・保管する施設をいう。
ＢＤＦ供給施設	バイオディーゼル燃料を本市のごみ収集車へ給油するための装置を備えた施設をいう。なお、当施設は令和７年度中に撤去する予定である。
余熱利用施設	本件施設の北西に位置する健康増進施設をいう。当該施設の温水プールの熱源として本件施設から低圧蒸気を供給する。
第１期長期包括運營業務	事業期間を平成２８年２月２９日から令和８年３月３１日までとする「岡山市当新田環境センター長期包括運營業務委託」をいう。
第１期事業者	第１期長期包括運營業務を本市より受注した事業者（荏原環境プラント株式会社）をいう。
第１期事業契約	第１期長期包括運營業務に関して、本市と第１期事業者が締結した契約をいう。

用語	定義
本件工事	本件施設の基幹的設備改良工事について、実施設計及び施工を一括して行う性能発注方式（設計・施工一括発注方式）により実施する「岡山市当新田環境センター基幹的設備改良工事」をいう。
本件業務	本件施設の運営管理について、長期的かつ包括的に実施する「岡山市当新田環境センター第２期長期包括運営業務委託」をいう。
基幹改良ＤＢＯ方式	民間事業者が、基幹的設備改良に関する施設設計（Design）・建設（＝改良）（Build）を行い、運営（Operate）を行う。 公共が、資金調達を行い、設計・建設の監理を行い、施設を所有し、運営状況の監視（モニタリング）を行う。 ＊ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2017 改定版（公益社団法人 全国都市清掃会議）準拠
入札参加者	本件事業の入札に参加する企業または企業グループをいう。
企業グループ	本件事業に係る入札に応募する者のうち、単体企業ではなく複数の企業で応募する場合の企業群をいう。
事業者	本件事業を実施するものとして選定された落札者で、本市と基本協定を締結した者をいう。
設計施工事業者	本市と建設工事請負契約を締結する当事者をいう。 設計施工事業者を代表企業の単体とする場合は、設計企業及び施工企業の別に定める全ての要件を満足しなければならない。 また、共同企業体とする場合は、設計企業、施工企業で構成する共同施工型共同企業体（甲型ＪＶ）とし、代表企業が代表を務めなければならない。
運営事業者	本市と運営業務委託契約を締結する当事者をいう。 運営事業者をＳＰＣとするか、単体の企業とするか、運営ＪＶとするかの選択については入札参加者の裁量に委ねる。ただし、本件業務を単体の企業で担当する場合は、代表企業が務めなければならない。
構成企業	入札参加者を構成する者をいう。
代表企業	構成企業のうち入札参加者を代表し、本市との交渉窓口となる企業をいう。運営事業者をＳＰＣとする場合は、ＳＰＣへの出資は、100 分の 50 を超える議決権割合を有するものとする。
構成員	事業者を構成する者のうち、ＳＰＣに出資する者をいう。
協力企業	事業者を構成する者のうち、ＳＰＣに出資しない者をいう。
ＳＰＣ	落札者の構成員が自ら株主として出資設立する本件業務の履行を目的とする特別目的会社（Special Purpose Company）をいう。
設計企業	構成企業のうち本件工事の設計を担当する企業をいう。
施工企業	構成企業のうち本件工事の施工を担当する企業をいう。なお、代表企業は施工企業が務めるものとする。

用語	定義
設計施工 J V	本件工事について、一定の要件を満たす企業によって設立する共同企業体をいう。構成企業のうち代表企業が代表となる共同企業体とする。
運営管理企業	構成企業のうち本件施設の運営管理を担当する企業をいう。一定の要件を満たす代表企業が役割を兼ねることができる。
運営 J V	本件業務について、一定の要件を満たす企業によって設立する共同企業体をいう。構成企業のうち代表企業が代表となる共同企業体とする。
落札者	本件事業の入札において、本市が定める基準等に基づき決定された者をいう。
募集要項	本件事業の入札公告に伴い公表又は配布する入札説明書、落札者決定基準、工事要求水準書、運営業務要求水準書及び契約書案等の書類をいう。
要求水準書	事業者に対し要求する必要最小限の業務の範囲、実施条件、業務内容等の水準を示したものをいう。
工事要求水準書	本件工事に関する要求水準書である「岡山市当新田環境センター基幹改良・運営事業 基幹的設備改良工事要求水準書」をいう。
運営業務要求水準書	本件業務に関する要求水準書である「岡山市当新田環境センター基幹改良・運営事業 第2期長期包括運営業務要求水準書」をいう。
要求水準	要求水準書等に規定される、本件施設が備えるべき性能及び機能をいう。
基本協定	落札決定後、本件事業開始のための準備行為等に関する基本的事項等について、本市と落札者の間で締結する協定をいう。
契約詳細の協議	本市と落札者が基本協定を締結した後に、事業契約の締結のために実施する協議をいう。
事業契約	本件事業に関する、基本契約、建設工事請負契約及び運営業務委託契約の3つの契約の総称をいう。
基本契約	事業者が本件事業を一括して発注するために、本市と事業者で締結する契約をいう。
建設工事請負契約	基本契約に基づき、本市と設計施工事業者の間で締結する本件工事に関する契約をいう。
運営業務委託契約	基本契約に基づき、本市と運営事業者の間で締結する本件業務に関する契約をいう。
焼却残さ	ごみの処理に伴い本件施設から排出される捕集灰、不燃物、磁選物、固化物をいう。

※ 事業スキーム図については、「別紙ー1 本件事業の事業スキーム図」を参照すること。

第1 事業の目的及び事業の内容等

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

岡山市当新田環境センター基幹改良・運営事業

(2) 公共施設等の管理者等の名称

岡山市長 大森 雅夫

(3) 本件事業の背景及び目的

岡山市（以下「本市」という。）では、本市内で発生する可燃ごみの処理に関して、岡山市東部クリーンセンター、岡山市岡南環境センター及び本件施設を含めた3工場により安定した処理体制を構築・維持してきた。また、本市においては、「新岡山県ごみ処理広域化計画」（平成19年3月）に基づき玉野市及び久米南町との広域処理を行うための（仮称）岡山市可燃ごみ広域処理施設を整備するものとして令和4年度に岡山市岡南環境センターを廃止し、その跡地において令和9年度の供用開始を目指して施設整備事業を進めている。

本件施設においては、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）」及び基本方針の趣旨に準じて、平成28年に本件施設の運營業務に対して長期包括運営委託事業を導入し、適正な維持管理のもとで施設を運営管理してきたところである。一方で、本件施設は平成6年2月に稼働開始してから現時点で31年目を迎えたところであり、これまで基幹的設備改良工事や大規模改修工事を未実施であることもあって、設備の老朽化が進行している状況にある。

このため、本市では安定した3工場体制の維持を目的として本件施設に基幹的設備改良工事を実施するものとし、老朽化した設備の更新と併せて処理機能の効率化等を図ることで二酸化炭素排出量の削減を目指すものとした。

また、本件施設の運営に関して平成28年に契約した第1期長期包括運營業務が令和8年3月31日（火）に終了することから、第2期長期包括運營業務の導入に向けた検討を進めている。

このような背景のもと、本件施設の基幹的設備改良工事と第2期長期包括運營業務委託について基幹改良DBO方式による事業実施に向けて、事業推進を開始したところである。

(4) 事業の内容

1) 事業方式

本件事業は、本件施設の基幹的設備改良工事と第2期長期包括運營業務委託を事業者に一括して長期的かつ包括的に発注する基幹改良DBO方式により実施するものである。

2) 契約の形態

ア 本市と落札者は、落札決定後速やかに、本件事業に係る基本協定を締結する。

イ 本市と事業者は、本件事業に係る基本契約を締結する。

ウ 基本契約に基づいて、本市は、設計施工事業者と本件事業に係る建設工事請負契約を締結する。

エ 基本契約に基づいて、本市は、運営事業者と本件事業に係る運營業務委託契約を締結する。

オ 事業契約の各々についての締結主体を「別紙－１ 本件事業の事業スキーム図」に示す。

3) 事業期間

事業期間は、契約締結の日から令和 23 年 3 月 31 日（日）までとする。

建設工事請負契約に基づく基幹的設備改良工事の期間（工期）は令和 12 年 3 月 29 日（金）までとする。

運營業務委託契約に基づく業務委託期間は令和 23 年 3 月 31 日（日）までとする。なお、契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日（火）までを「事前準備期間」と規定し、令和 8 年 4 月 1 日（水）から令和 23 年 3 月 31 日（日）までを「実運営期間」という。

4) 事業期間終了時の措置

事業期間終了時の本市他施設の稼働状況及び更新施設の整備状況によっては、本市は、事業期間終了後も最長で 1 年間本件施設を継続して公共の用に供する予定である。

なお、本市及び運営事業者は、本件施設の事業期間終了時の措置について、業務委託期間終了の 36 か月前から協議を開始できるものとする。

5) 既存施設の概要

ア 敷地の概要

所在地	岡山市南区当新田 486 番地 1
都市計画区域	用途地域 準工業地域
敷地面積	20,904m ²

イ 既存施設の概要

建築面積	3,637.03m ²
延床面積	工場棟・工場管理棟：9,350.59m ² 計量棟：26.70m ²
処理能力	300t/24h（150t/24h×2 炉）※ 1 ※ 1：施設供用開始時に比べて現在のごみ質が著しく高質化しており実際の処理能力が低下している。今回の基幹的設備改良工事に合わせて一般廃棄物処理施設設置届出等の変更を行うものとし、実績上のごみ質に応じた施設規模の減少方向での変更を予定している。
炉形式	全連続燃焼式流動床炉
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造 地上 6 階・地下 2 階（工場棟・工場管理棟）
建設年月	着工：平成 2 年 9 月 竣工：平成 6 年 1 月
設計施工	荏原環境プラント株式会社
処理対象物	可燃性一般廃棄物 （収集ごみ、持込ごみ、許可ごみ、災害ごみ、他自治体ごみ及び脱水汚泥）

各設備方式	受入供給設備 燃焼設備 燃焼ガス冷却設備 排ガス処理設備 余熱利用設備 通風設備	ピットアンドクレーン方式 流動床式燃焼方式（全連続燃焼式） 廃熱ボイラ式 有害ガス除去装置 （反応塔：現在は減温塔として使用） バグフィルタ 消石灰供給装置 反応助剤供給装置 復水タービン式（1,960kW） 温水プール余熱供給設備 一次送風機 二次送風機 誘引通風機 空気予熱器 排ガス再循環送風機
各設備方式	灰出設備 給水設備 排水処理設備 ・プラント系排水 ・生活系排水 ・ごみピット汚水 電気設備	不燃物取出装置 不燃物振動ふるい 磁選機 固化物ピット 不燃物処理：場外搬出（セメント原料化） 捕集灰処理：場外搬出（セメント原料化） 上水 凝集沈殿・炉内噴霧、一部下水道放流 下水道放流 炉内噴霧蒸発酸化処理 高圧受電（6,600V）
付帯施設	・工場管理棟 ・計量棟 ・構内道路、駐車場 ・植栽、門扉・囲障 ・その他建築付属設備（※1）	
その他	・本件敷地内には、当新田事業所、当新田資源回収所、洗車場及びBDF供給施設がある。 ・本件施設から当新田事業所等へ給湯（戻りなし）及び電力供給を行っている。 ・本件施設の北側にある余熱利用施設へ熱供給（蒸気）を行っている。 ・本件施設は、「エネルギー管理指定工場」には該当しない。 ・本件施設は、消防法（昭和23年法律第186号）第17条3の2及び3の3の規定による防火対象物に該当する。	

※1：「その他建築付属設備」とは、本件施設に付属する建築設備（照明、通信、換気、空調、エレベータ、消防、電気、給排水、自動開閉扉等）、事務室、居室、浴室、トイレ等をいう。

6) 事業の対象となる業務範囲

事業者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

ア 本件工事に係るもの

設計施工事業者は本市と締結する建設工事請負契約に基づき本件工事をを行う。本件工事の範囲については、プラント設備工事関係の他、必要に応じて建築工事関係、プラント設備の解体撤去工事関係、その他必要な仮設設備の設置・運用、必要な許認可の取得等とす

る。

イ 本件業務に係るもの

運営事業者は運営業務委託契約に基づき、処理対象物の計量、受け入れ、料金徴収を行い、要求水準を満足する適正な処理を行う。なお、主な運営業務は、受付管理業務、運転管理業務、維持管理業務（本件施設の点検整備・補修・機器更新を含む。）、環境管理業務等とする。なお、運営事業者は、本市が行う業務についても必要な支援と協力を行うこと。

ウ 焼却残さの処理に係るもの

焼却残さの処理は、本市の所掌とする。運営事業者は、焼却残さを本市が指定する性状となるよう管理するとともに、焼却残さ搬出のための運搬車両への積込及び積込補助を行う。なお、焼却残さの本件施設内他所での処理・保管のための運搬は、運営事業者が行う。また、発生量に応じた搬出計画を市の指定する日までに提出し承諾を得ること。

7) 事業者の収入

本件事業における事業者の収入は、次のとおりとする。

ア 本件工事に係る対価

本市は、本件工事に係る対価について、建設工事請負契約において定める額を、出来高に応じて設計施工事業者へ支払う。

イ 本件業務に係る対価

本市は、本件業務に係る対価について、運営業務委託契約において定める額を、業務委託期間にわたって、処理実績等に基づき運営事業者へ委託費として支払う。

なお、運営事業者による本件業務の履行状況に応じて、運営業務委託契約の規定に従い、委託費の減額を行うことがある。

(5) 法令等の遵守

本市及び事業者は、本件事業を実施するにあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃掃法」という。）等、関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない。

第2 事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者の募集及び選定方法

本市は、本件事業への参加を希望する事業者を広く公募し、透明性及び公平性の確保に十分留意して事業者を選定する。なお、事業者の選定は、価格及びその他の条件により選定を行う総合評価一般競争入札（簡易型）で行う予定である。

2 事業者の募集及び選定の手順

（1）事業者の募集及び選定スケジュール（予定）

本件事業における事業者の募集及び選定スケジュール（予定）は次のとおりとする。

表1 本件事業における事業者の募集及び選定スケジュール（予定）

項目	日程
事業概要説明書の公表	令和7年 3月24日（月）
事業概要説明書への意見と回答	令和7年 4月 7日（月）
入札公告	令和7年 5月中旬
現地見学会	令和7年 6月上旬
技術資料と入札書の提出	令和7年 7月下旬
落札者の決定	令和7年 9月上旬
基本協定の締結	令和7年 9月上旬
基本契約の締結（停止条件付）	令和7年10月中旬
建設工事請負契約の仮契約の締結	令和7年10月中旬
運営業務委託契約の締結（停止条件付）	令和7年10月中旬
建設工事請負契約の本契約の締結	令和7年12月中旬

（2）事業者の募集手続き等

1）事業概要説明書に関する質問・意見の受付

事業概要説明書に関する質問・意見を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間：事業概要説明書掲載日から令和7年3月28日（金）午後4時まで

イ 提出方法：質問・意見の提出方法は、添付の様式第1号に記入の上、電子メールに記入済みの同様式のファイル（Microsoft Office 2019で読取りが可能なもの）を添付し、岡山市環境局環境施設部環境施設課に送付して提出するものとする。本市は提出者に、受領確認の電子メールを送付する。なお、それ以外の方法によるものは受け付けない。

※メール本文に質問者氏名、連絡先電話番号を明記すること。なお、送信には使用する電子計算機の性能、電気通信回線への接続状況等の良否により所要時間に差が出ることから、時間的な余裕をもって質問すること。また、メールの件名は「事業概要説明書質問（岡山市当新田環境センター基幹改良・運営事業）」など、わかりやすい件名にすること。

E-mail：kankyoushisetsuka@city.okayama.lg.jp

2）事業概要説明書に関する質問・意見への回答

提出された質問・意見への回答は、令和7年4月7日（月）午後4時から、本市ホームページに掲載する。

（URL） <https://www.city.okayama.jp/shisei/0000067613.html>

3 入札参加者の備えるべき入札参加資格要件

(1) 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は次のとおりとする。

- 1) 入札参加者は、設計企業、施工企業、運営管理企業により構成されるものとし、構成企業以外の者の入札への参画は認めない。また、入札参加者は、入札参加資格要件を全て満たすことにより1者とする 것도可能とする。
- 2) 構成企業の企業数の上限は任意とするが、構成企業は本件事業の実施に関して各々適切な役割を担うものとする。
- 3) 入札参加者は、第2-3-(2)-2)の要件をすべて満たす「施工企業」を、当該入札参加者を代表する「代表企業」として定めるものとする。
- 4) SPCを設立する場合は、構成企業のうち、代表企業及び運営管理企業を構成員とし、これらの企業以外の者の出資は認めない。
- 5) 入札参加者の構成企業の変更は原則として認めない。
- 6) 構成企業（入札参加資格を失った場合等により入札参加者から脱退した構成企業を含む。）は、他の入札参加者の構成企業になることはできない。
- 7) 設計施工事業者を特定建設工事共同企業体（設計施工JV）とする場合は、甲型共同企業体（共同施工方式）でなければならないとともに、代表企業が当該共同企業体の代表者となるものとする。また、設計施工JVを構成する者の数は、2又は3社とし、出資比率は、構成員数の均等割の10分の6以上で、代表企業の出資比率は構成員中最大であること。
- 8) 入札参加者のうち、代表企業が、第2-3-(2)-1)及び第2-3-(2)-2)の要件を全て満たす場合は、設計施工事業者を代表企業1者とする 것을可とする。
- 9) 運営事業者をSPCとする場合は、代表企業は構成員とし、SPCに100分の50を超える出資をするとともに、100分の50を超えるSPCの議決権割合を有するものとする。
- 10) 運営事業者をSPCとする場合は、落札者は基本契約締結時までにSPCを岡山市内に設立するものとする。ただし、本件施設内にSPCを設置することはできない。
- 11) 構成員は、事業契約が終了するまでSPCの株式を保有し続けるものとし、本市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行ってはならない。
- 12) 運営事業者を特定共同企業体（運営JV）とする場合は、共同業務型共同企業体でなければならないとともに、代表企業が当該共同企業体の代表者となるものとする。また、運営JVを構成する者の数は、2又は3社とし、出資比率は、構成員数の均等割の10分の6以上で、代表企業の出資比率は構成員中最大であること。
- 13) 入札参加者のうち、代表企業が、第2-3-(2)-3)の要件を全て満たす場合は、運営事業者を代表企業1者とする 것을可とする。

(2) 各業務を行う者の備えるべき入札参加資格要件

入札参加者は、期日の指定等がない場合には開札日時点において、次の1)から3)までの各項の要件を満たす者とする。なお、複数の項の要件を満たす者は、当該複数の項の業務にあたる者を兼ねることが可能である。

1) 設計企業の要件

設計企業は、次の要件を全て満たすこと。なお、設計企業が複数の場合は、少なくとも1者は次の要件を全て満たし、他の者はエ以外の要件を満たすこと。

- ア 岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について（昭和61年市告示第120号。以下「審査等に関する事項について」という。）に基づき岡山市一般競争（指名競争）入札参加資格有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）又は岡山市特定調達契約に係る有資格者名簿（以下「特定調達名簿」という。）に登載されていること。
- イ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること（契約締結に係る委任先がある場合は、委任先が建築士事務所の登録を行っていること）。
- ウ 継続して3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用が確認できる一級建築士の資格を有する者を1人以上配置できること。
- エ 一般廃棄物（ごみ）処理施設の全連続燃焼式流動床炉（ごみ処理施設性能指針（環境対発第080331003号 平成20年3月31日）に規定する流動床式燃焼装置をいう。以下同じ。）で、処理能力100 t / 24h以上の施設に余熱利用設備・エネルギー回収設備として設置するボイラー・タービン式発電設備の新設の設計業務を元請け（共同企業体での受注でも可とする。）で契約し、平成22年4月1日以降に完成・引渡し完了した実績を有すること。なお、甲型JVの構成員としての工事施工（業務履行）実績は、出資比率が構成員数の均等割の10分の6以上のものに限り、同種工事施工（業務履行）実績として認める。

2) 施工企業の要件

施工企業は、次の要件を全て満たすこと。なお、施工企業が複数の場合は、少なくとも1者は次の要件を全て満たし、他の者はイ以外の要件を満たすこと。

- ア 「審査等に関する事項について」に基づき有資格者名簿又は特定調達名簿に登載されていること。
- イ 一般廃棄物（ごみ）処理施設の全連続燃焼式流動床炉で、処理能力100 t / 24h以上の施設に余熱利用設備・エネルギー回収設備として設置するボイラー・タービン式発電設備の新設工事を元請け（共同企業体での受注でも可とする。）で契約し、平成22年4月1日以降に完成・引渡し完了した実績を有すること。なお、甲型JVの構成員としての工事施工実績は、出資比率が構成員数の均等割の10分の6以上のものに限る。
- ウ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による清掃施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。
- エ 継続して3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用が確認できる建設業法における清掃施設工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受けており、かつ講習を修了している者を本件工事の監理技術者として専任で配置できること。
- オ 開札日において、有効な最新の経営審査事項における清掃施設工事の総合評定値が860点以上であること。なお、代表企業は施工企業中、最も高い総合評定値であること。

3) 運営管理企業の要件

運営管理企業は、次の要件を全て満たすこと。なお、運営管理企業が複数の場合は、少なくとも1者は次の要件を全て満たし、他の者はイ～エ以外の要件を全て満たすこと。

- ア 「審査等に関する事項について」に基づき有資格者名簿又は特定調達名簿に登載されていること。
- イ 平成22年4月1日以降に、一般廃棄物（ごみ）処理施設の全連続燃焼式流動床炉で処理能力100t/24h以上かつボイラー・タービン式発電設備が設置された施設の運営管理業務（業務内容に運転管理業務（施設の運転管理と用役の調達・管理を含むこと。）と維持管理業務（日常的な点検・保守、簡易な補修を含むこと。）を含むこと。）を受注し、かつ、1年以上継続して業務を履行した実績（開札日において履行期間中のものも含む。）を有すること。
- ウ イの運営管理業務の業務遂行形態は以下のとおりとする。
 - ア) 長期包括的運営委託方式による運営管理業務については、元請けとして契約した実績、又は出資し設立したSPC（代表企業として100分の50を超える出資をしたものに限る。以下この項において同じ。）において契約した実績であること。
 - イ) DBO方式による運営管理業務については、元請けとして契約した実績、又は出資し設立したSPCにおいて契約した実績であること。
 - ウ) PFI方式による運営管理業務については、出資し設立したSPCにおいて契約した実績であること。
- エ 継続して3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用が確認できる廃棄物処理施設技術管理者になりうる資格を有する者を本件施設の廃棄物処理施設技術管理者として配置できること。

(3) 構成企業の制限

次に該当する者は、構成企業となることはできない。

- 1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び岡山市契約規則（平成元年市規則第63号）第2条第1項の規定に該当する者。
- 2) 入札公告に記載された開札日時において岡山市指名停止基準（以下「指名停止基準」という。）に基づく指名停止又は指名留保期間中の者。
- 3) 岡山市入札契約等に係る暴力団等排除対策要綱第2条第3号に規定する役員等のうちに同条第6号に規定する暴力団関係者に該当する者のあるもの、又は暴力団関係者がその事業活動を支配する者。
- 4) 代表者が同じ法人又は個人が、他の構成企業となっている者。
- 5) 法人（役員等を含む）又は個人が廃掃法に基づく罰金以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者。
- 6) 本市が本件事業に係るアドバイザー業務を委託している者及びそのものと当該アドバイザー業務において提携関係にある者、又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。この場合において、「資本面において関連のある者」とは、当該企業の総株主の議決権の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権

を有している役員を兼ねている者をいう。

なお、本件事業に関し、本市のアドバイザー業務を行う者は以下のとおりである。

ア 株式会社東和テクノロジー

イ アンダーソン・毛利・友常法律事務所

(4) 入札参加資格の確認

- 1) 入札参加資格確認基準日は、開札日とする。
- 2) 入札参加資格確認書類及び提出方法については、募集要項による。
- 3) 開札日の翌日から落札決定日までの間、構成企業が次の各号に該当した場合、本市は当該入札参加者を落札決定のための審査対象から除外する。
 - ア 手形の不渡り、債権譲渡等により経営状態が著しく悪いとき。
 - イ 入札に当たって不正の行為があったとき。
 - ウ 建設業の許可を失う等、契約の相手方としての資格を欠くこととなったとき。
 - エ 工事の請負契約において、建設業法第 27 条の 23 第 1 項の規定による経営に関する客観的事項の審査を受けていないとき又は同法第 27 条の 27 及び第 27 条の 29 第 1 項の規定による通知を受けていないとき。
 - オ 当該入札前に発生した事案により指名停止基準に基づき指名停止又は指名留保されたとき。
 - カ 前号にかかわらず、指名停止基準別表第 7 項第 1 号ア若しくは第 2 号ア、第 8 項第 1 号、第 9 項又は第 11 項のいずれかに該当することを理由として指名停止されたとき。
 - キ 前各号のほか、法令等に違反し、契約の目的が達せられないと認められるとき。
- 4) 落札決定日の翌日から建設工事請負契約の締結に係る岡山市議会の議決日までの間、構成企業が次の各号に該当し入札参加資格を欠くに至った場合、本市は事業者と事業契約を締結しない。この場合において、本市は事業者に対して一切の費用負担を負わないものとする。
 - ア 手形の不渡り、債権譲渡等により経営状態が著しく悪いとき。
 - イ 入札に当たって不正の行為があったとき。
 - ウ 建設業の許可を失う等、契約の相手方としての資格を欠くこととなったとき。
 - エ 工事の請負契約において、建設業法第 27 条の 23 第 1 項の規定による経営に関する客観的事項の審査を受けていないとき又は同法第 27 条の 27 及び第 27 条の 29 第 1 項の規定による通知を受けていないとき。
 - オ 役員等（構成企業が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、構成企業が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - カ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - キ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接

的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

ク 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ケ 暴力団関係法人等（暴力団、暴力団関係者（暴力団員、集团的若しくは常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の関係者又は暴力団に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者をいう。以下同じ。）又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等をいう。）であることを知りながらこれを不当に利用する等していると認められるとき。

コ 下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がオからケまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

サ オからケまでのいずれかに該当する者を下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（コに該当する場合を除く。）に、本市が事業者に対して当該契約の解除を求め、事業者がこれに従わなかったとき。

シ 入札、随意契約のための見積り又は契約の履行に際し、暴力団関係者から不当な介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本市に届け出なかったとき。

ス 指名停止基準別表第7項第1号ア若しくは第2号ア、第8項第1号又は第9項のいずれかに該当することを理由として指名停止されたとき。

セ 前各号のほか、法令等に違反し、契約の目的が達せられないと認められるとき。

（５）ＳＰＣの設立に関する要件

１）構成員は、事業契約が終了するまでＳＰＣの株式を保有するものとし、本市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

２）第２－３－（１）－４）及び第２－３－（１）－９）並びに第２－３－（１）－１０）の要件を満たすこと。

（６）建設工事請負契約の締結に関する要件

本市は、事業者のうち本件工事を行う設計施工事業者と建設工事請負契約を締結するにあたり、第２－３－（２）－１）及び第２－３－（２）－２）の要件を満たす設計施工事業者と建設工事請負契約を締結する。

（７）その他契約手続きに関する事項

その他契約手続きに関する事項は「別紙－４ 契約手続きに関する事項」を参照すること。

４ 審査及び選定に関する事項

本市は、岡山市建設工事総合評価一般競争入札に関する要綱に基づき、次のとおり審査を行う。

（１）技術資料等の評価

技術資料及び添付資料について、落札者決定基準に基づき評価を行う。

(2) 総合評価

落札者決定基準に基づき、技術資料の内容及び入札価格を総合的に評価し、入札参加資格確認対象者を決定する。

(3) 入札参加資格の審査

入札参加資格確認対象者は、入札公告において指定する期限までに入札参加資格審査申請を行うものとする。入札参加資格確認対象者から当該申請書が提出されたときは、開札日を基準として、当該申請について、入札参加資格の確認を行うものとする。確認の結果、入札参加資格を有することが確認できた場合、落札者として決定する。

(4) 結果の公表

落札決定後、総合評価結果を公表する。

(5) 著作権

提出書類に含まれる著作物の著作権は入札参加者に帰属するものとし、本市に帰属しないが、公表、展示、その他本市がこの事業に関し必要と認める用途に用いる場合は、本市は、これを無償で使用できるものとする。また、契約に至らなかった入札参加者の提案については本件事業の公表の目的以外には使用しない。なお、提出を受けた書類は返却しない。

(6) 特許権等

入札参加者が提出した技術資料に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている工事材料、施工方法、維持管理運営方法等を使用したことに起因する責任は、入札参加者が負うものとする。

第3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 基本的考え方

本件事業は、本市が実現しようとする施設の性能（機能・能力、制約条件等を含む。）を提示し、事業者は提示された性能を満たす施設設計及び建設を行う性能発注方式（設計・施工一括発注方式）による建設工事と施設の長期包括的運営事業を行う基幹改良DBO方式事業である。

本件事業における責任分担の考え方は、本市と事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供をめざすものである。この考え方に基づいて本市の考える本件工事及び本件業務において発生するリスクの分類・分担を、「別紙－3 本件事業に係るリスク分担（案）」に示す。なお、このリスク分類・分担は、今後、事業概要説明書に関する意見を踏まえ変更することがある。

2 提供されるサービス水準・仕様

本件事業における本件工事及び本件業務に関するサービス水準並びに仕様は、入札公告において示す要求水準書によるものとする。

3 事業の実施状況のモニタリング

（1）モニタリングの実施

本市は、事業者が実施する本件工事及び本件業務の実施状況について、モニタリングを行い、事業契約で定められた性能基準、サービス水準を事業者が遵守していることを確認する。なお、モニタリングに必要な費用は原則として本市が負担するものとし、事業者はモニタリングに必要な書類等の作成について協力を行うものとする。

（2）モニタリングの基本的な考え方

モニタリングの実施時期と内容についての基本的な考え方は次のとおりとする。なお、モニタリング方法、内容等については事業契約において定める。

1）本件工事期間

本件工事期間において、本市は、設計施工事業者による業務が建設工事請負契約に基づき適切に履行されているか、また、設計内容及び工事内容が建設工事請負契約に定める要求水準等の条件を満たしているか、定期的及び随時に確認を行う。

確認の結果、設計内容及び工事内容が建設工事請負契約に定める要求水準等の条件を満たしていない場合、設計施工事業者は必要な改善措置を行うものとする。

2）本件業務委託期間

本件業務委託期間において、本市は、業務の内容が運営業務委託契約に定める要求水準等の条件を満たしているか、定期的及び随時に確認を行う。

確認の結果、業務の成果が運営業務委託契約に定める要求水準等の条件を満たしていない場合は、運営事業者は必要な改善措置を行うものとし、運営業務委託契約の定めに従い、本市からの本件業務に係る対価の減額等の措置を行うことがある。

第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 公共施設等の立地に関する事項

第1－1－（4）－5）－アを参照のこと。

2 施設の規模及び配置に関する事項

第1－1－（4）－5）－イを参照のこと。

第5 事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合、本市と事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約に規定する具体的措置に従うものとする。

また、事業契約に関する紛争については、岡山地方裁判所を合意による第一審の専属管轄裁判所とする。

第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1 基本的な考え方

事業者によって提供されるサービスの安定的・継続的な供給を確保するため、事業契約において、想定される事業の継続が困難となる事由をあらかじめ具体的に列挙し、その発生事由に応じた適切な措置を定める。

2 本件事業の継続が困難となった場合の措置

本件事業の継続が困難となった場合の基本的な考え方は、その発生事由ごとに次の措置をとることとする。なお、措置の詳細については、事業契約に定めることとする。

(1) 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- 1) 事業者の提供するサービスが、事業契約に定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、本市は、事業者に対して、改善勧告等の措置を行い、一定の期間を与えて事業者による改善の実施を求めるものとする。事業者が当該期間内に改善をすることができない場合は、本市は、事業契約に定める手続きに基づき事業契約を解除することができる。
- 2) 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、本市は、事業契約に定める手続きに基づき事業契約を解除することができる。
- 3) 上記1)及び2)により本市が事業契約を解除した場合、事業者は、本市に生じた損害を賠償しなければならない。

(2) 本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

本市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は、事業契約に定める手続きに基づき事業契約を解除することができる。

上記の規定により事業者が事業契約を解除した場合、本市は、事業者に生じた損害を賠償する。

(3) 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、本市及び事業者は、事業継続の可否について協議する。

- 1) 本件工事期間において、一定の期間内に協議が整わない場合、本市は事業者に事前に書面でその旨を通知することにより、建設工事請負契約を解除することができる。その場合、運営業務委託契約についても解除することができる。
- 2) 本件業務委託期間において、本市及び事業者は、それぞれの相手方に事前に書面でその旨を通知することにより、運営業務委託契約を解除することができる。

(4) その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約に定める。

第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上及び税制上の支援に関する事項

本件事業に関して事業者への法制上及び税制上の優遇措置等は想定していない。

2 財政上及び金融上の支援に関する事項

本件事業に関して事業者への財政上及び金融上の支援等は想定していない。

3 その他

本件事業に関して事業者への補助及び出資等の支援は行わない。

第8 その他事業の実施に関し必要な事項

1 岡山市議会の議決

本市は、事業契約の締結にあたっては、建設工事請負契約について岡山市議会の議決を経るものとする。

2 情報公開及び情報提供

岡山市情報公開条例（平成 12 年市条例第 33 号）に基づき情報公開を行う。

3 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、全て入札参加者の負担とする。

4 事業概要説明書に関する問合せ先

本事業概要説明書に関する問合せ先は、次のとおりとする。

岡山市環境局環境施設部環境施設課

〒700-8554

岡山市北区大供一丁目 2 番 3 号

電話番号：086-803-1312

F A X ：086-803-1896

E-mail ：kankyoushisetsuka@city.okayama.lg.jp

(様式第1号)

令和 年 月 日

岡山市長 大森 雅夫 様

事業概要説明書に関する質問・意見書

「岡山市当新田環境センター基幹改良・運営事業」に関する事業概要説明書について、次のとおり質問・意見がありますので提出します。

質問・意見者	会社名 (氏名)	
	所属 (住所)	
	担当者名	
	電話	
	FAX	
	E-mail	

(1) 事業概要説明書への質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容
1						
(例)	1	第1	1	(1)	事業名称	

(2) 事業概要説明書への意見

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	意見の内容
1						
(例)	1	第1	1	(1)	事業名称	

※Microsoft Office 2019 で読取りが可能なもので提出すること。

別紙－１ 本件事業の事業スキーム図

本件事業において想定する事業スキームのうち、SPCを設立する場合のスキーム図を図1、SPCを設立しない場合のスキーム図を図2に示す。なお、SPCを設立する場合の構成員と協力企業の組成については、第2－3－（1）－4）によるものとし、図1に示すスキーム図は施工企業のうち代表企業と運営管理企業を構成員と想定した場合のスキーム図である。

図1 本件事業の想定事業スキーム図（SPCを設立する場合）

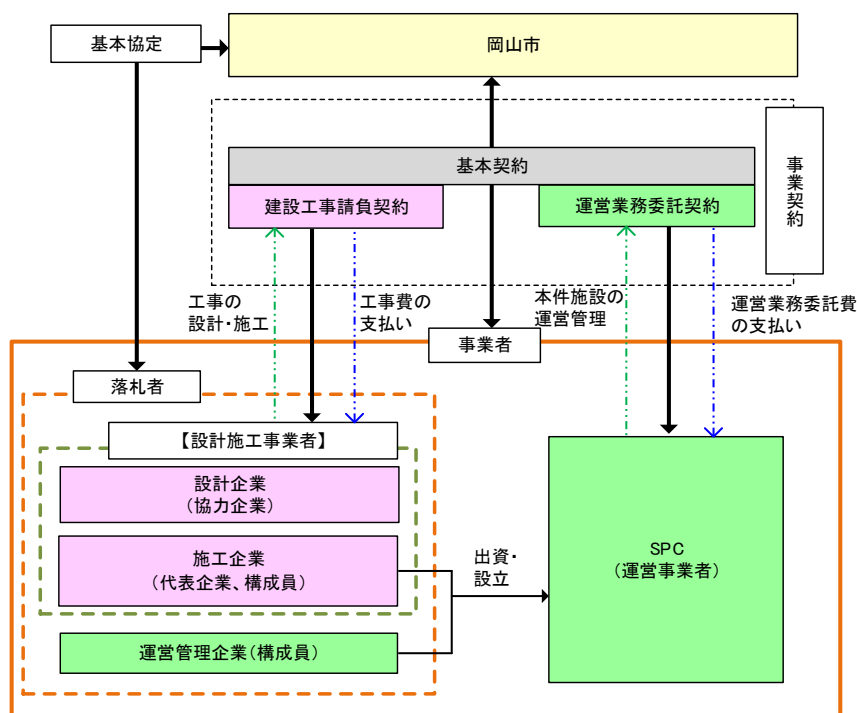
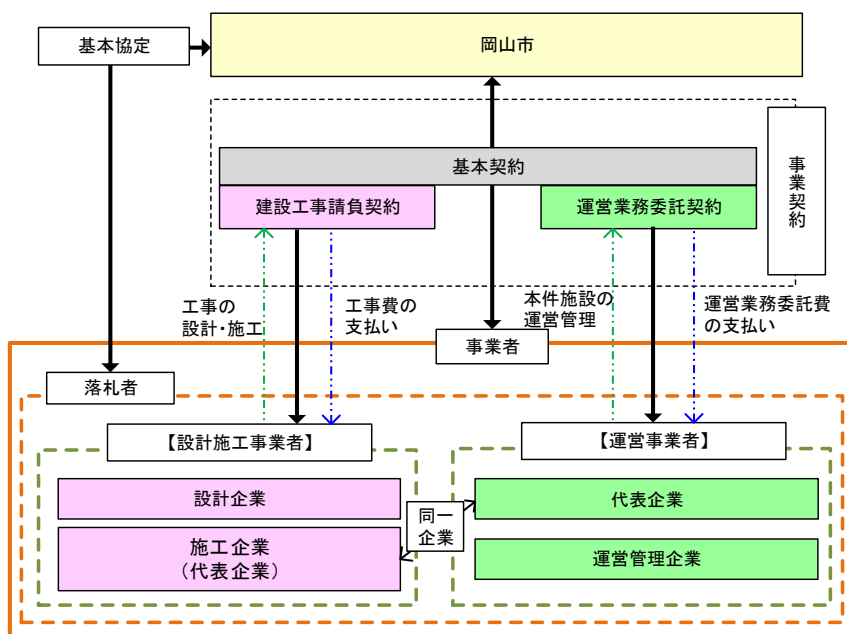


図2 本件事業の想定事業スキーム図（SPCを設立しない場合）



別紙－2 敷地配置図

図3 周辺敷地図

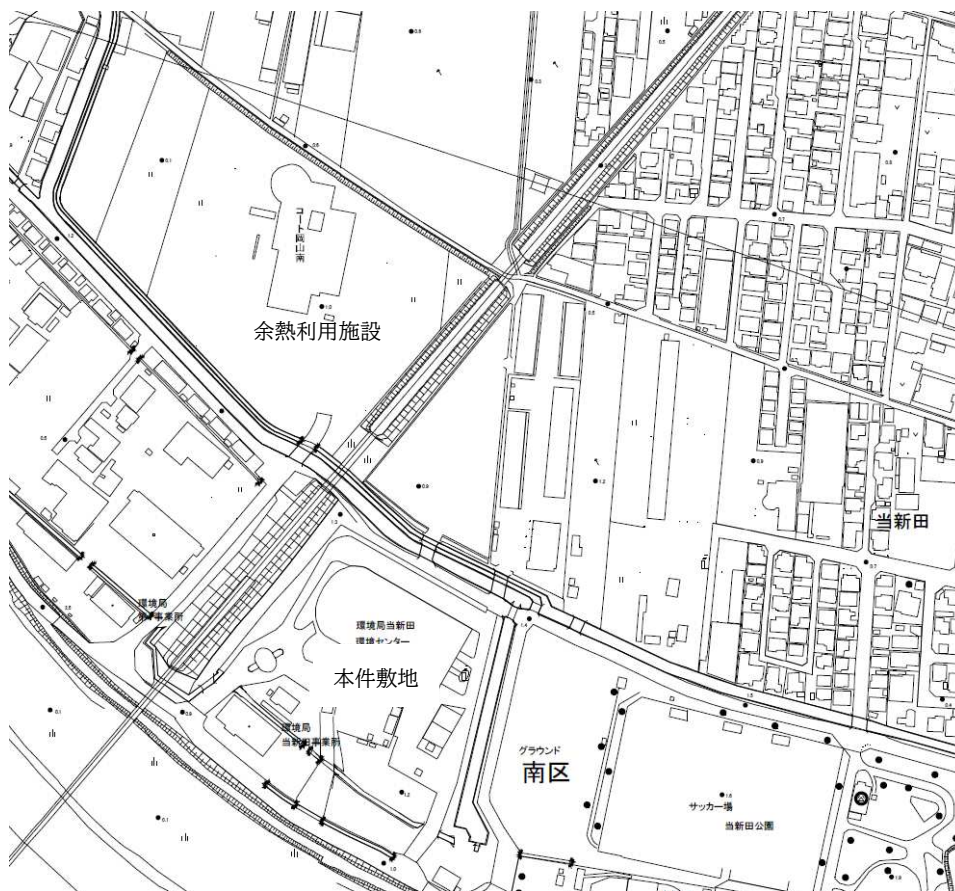
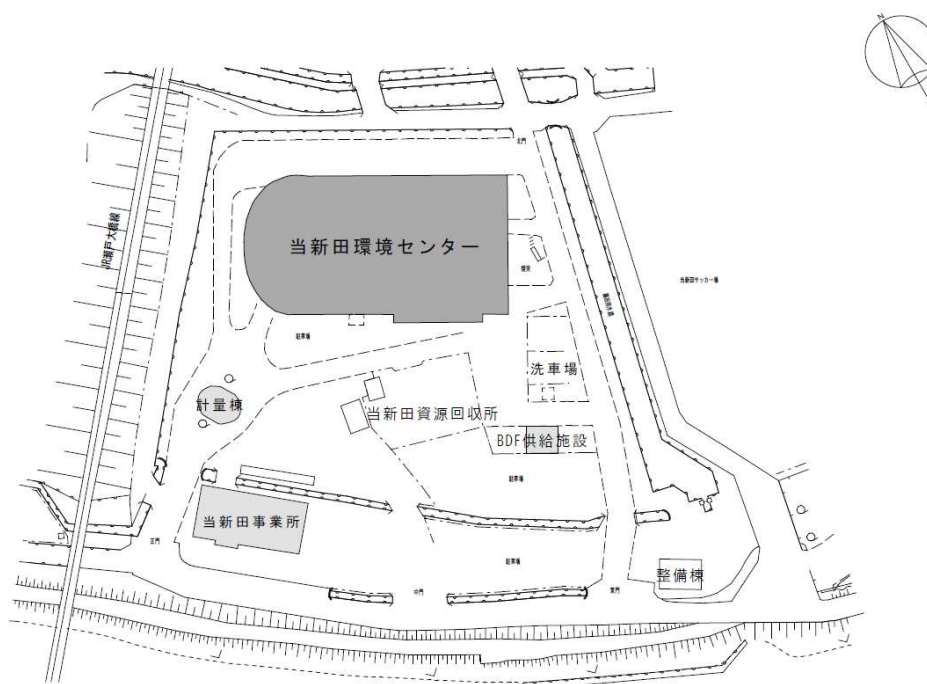


図4 本件敷地配置図



別紙－３ 本件事業に係るリスク分担(案)

本件事業に係る本市と事業者のリスク分担について、以下の表に示す。

リスクの種類	リスクの内容	リスク負担者 ○：主分担 △：従分担	
		本市	事業者
共通	入札書類リスク	○	
	契約締結リスク	○	
			○
	議会リスク	○	○
	計画変更リスク	○	
	用地確保リスク	○	
	近隣対応リスク	○	
			○
	法令等の 変更リスク	○	
			○
	税制度変更 リスク		○
		○	
	許認可遅延 リスク		○
	入札参加リスク		○
	事故の発生 リスク		○
	資金調達リスク	○	
			○
		○	
	金利変動リスク		○
	物価変動リスク	○	○
事業の中止・遅延に関するリスク (債務不履行リスク)	本市の指示、本市の財政破綻等に伴うもの	○	
	事業者の債務不履行、事業放棄、破綻によるもの		○
第三者賠償リスク	事業者が実施する業務に起因して発生する事故、施設の運営管理の不備による事故等に対する賠償等		○
	上記以外の本市に帰責する事由により発生する事故等に対する賠償等	○	
不可抗力リスク	設計、建設、運営において発生する天災、暴動等の不可効力により事業の実施が不可能となる等	○	
	設計、建設、運営において発生する天災、暴動等の不可効力による修復のための事業遅延等	○	△

リスクの種類		リスクの内容	リスク負担者 ○：主分担 △：従分担	
			本市	事業者
設計段階	設計変更リスク	本市の指示、提示条件の不備、変更による費用の増大、計画遅延に関するもの	○	
		事業者の設計成果物等の不備、変更に基づく設計変更による費用の増大、計画遅延に関するもの		○
	測量・地質調査リスク	本市が実施した測量、地質調査部分に関するもの	○	
	建設着工遅延	本市の指示、提示条件の不備、変更によるもの	○	
上記以外の要因によるもの			○	
建設段階	建設用敷地リスク	入札説明書等や事前の現場説明等からは予見できない敷地内の土壌汚染や埋設物等による費用の増大	○	
	工事費増大リスク	本市の指示、提示条件の不備、変更による工事費の増大	○	
		上記以外の要因による工事費の増大		○
	工事遅延リスク	本市の指示、提示条件の不備、変更による工事遅延、未完工による施設の供用開始の遅延	○	
		上記以外の要因による工事遅延、未完工による施設の供用開始の遅延		○
	一般的損害リスク	工事目的物、材料に関して生じた損害		○
	性能リスク	要求水準への不適合（施工不良を含む）		○
	既存の施設への影響リスク	事業者の事由により、既存の施設に影響を与えたことより生じた損害等		○
試運転・引渡性能試験リスク	試運転・引渡し性能試験の結果が、事業契約で規定する性能要件を未達したことに起因するもの		○	
	試運転・引渡し性能試験に要する処理対象物の供給に関すること	○		
運営段階	処理対象物の質及び量の変動リスク	受入れた処理対象物の量・質が契約書で規定した範囲に対して大幅に変動した場合の費用変動に関するもの（一定範囲以上の変動）	○	
		受入れた処理対象物の量・質が契約書で規定した範囲内において変動した場合の費用変動に関するもの（一定範囲以内の変動）		○
		災害廃棄物等により量・質が変動した場合の費用変動	○	△
	性能未達リスク	施設が事業契約に規定する仕様及び性能要件の達成に不適合の場合で改修工事が必要となった場合、施工不良で改修工事が必要となった場合の費用、調査費、外部への処理対象物の処理委託費		○
		本市の事由により事業契約に規定する以上の機能や性能要件を満足するために改修工事が必要となった場合の費用、調査費、外部への処理対象物の処理委託費	○	
	施設瑕疵リスク	施設の設計・施工の契約不適合に係るもの		○
	技術革新	技術の陳腐化により施設・設備等の変更を行う場合で、新技術採用のための費用増大（本市が求める場合）	○	
技術の陳腐化により施設・設備等の変更を行う場合で、新技術採用のための費用増大（事業者が提案する場合）			○	

リスクの種類		リスクの内容	リスク負担者 ○：主分担 △：従分担	
			本市	事業者
運営段階	発電収入変動リスク	電力会社との契約内容による発電収入の変動	○	
		発電量の変動に関する費用変動 (計画からの発電量変動の帰責事由が事業者にある場合)		○
		発電量の変動に関する費用変動 (計画からの発電量変動の帰責事由が事業者にない場合)	○	
	熱供給リスク	余熱利用施設への熱供給停止(規定する供給量未達含む)に伴う本市の減収及び費用増大(供給停止の帰責事由が事業者にある場合)		○
		余熱利用施設への熱供給停止(規定する供給量未達含む)に伴う本市の減収及び費用増大(供給停止の帰責事由が事業者にない場合)	○	
		供給用配管の破損・更新等に係るもの (帰責事由が事業者にある場合)		○
		供給用配管の破損・更新等に係るもの (帰責事由が事業者にない場合)	○	
	利用者リスク	事業者の事由による見学者等の施設利用者の事故に対するもの		○
		上記以外の要因による見学者等の施設利用者の事故に対するもの	○	
	施設破損リスク	事故・火災等の修復等に係るもの (帰責事由が事業者にある場合)		○
		事故・火災等の修復等に係るもの (帰責事由が本市にある場合)	○	
		施設・設備の老朽化、劣化によるもの		○
		第三者による施設・設備の破損に伴うもの (帰責事由が事業者にある場合)		○
		第三者による施設・設備の破損に伴うもの (帰責事由が本市にある場合)	○	
	焼却残さに係るリスク	焼却残さの性状及び積込に係るもの		○
		焼却残さの運搬及び処分に係るもの	○	
事業終了時	施設の性能確保リスク	事業終了時における施設の性能確保に関するもの		○
	事業終了時の諸手続きに係るリスク	事業終了時の諸手続きに係る事業者の事由による費用増大		○
		事業終了時の諸手続きに係る本市の事由による費用増大	○	

※1 建設段階においては基本的には事業者のリスクであるが、インフレスライド条項の適用となる著しい物価変動の場合については、協議により決定した増額費用が本市の負担となる。運営段階においては、基本的には本市の負担となる。

別紙－４ 契約手続きに関する事項

１ 落札者決定後の契約手続き

落札者決定後に本市と事業者の間で締結する契約書等は以下の内容とする。

（１）基本協定の締結

落札決定後速やかに、本市と事業者との間で基本協定を締結する。

基本協定には、本件事業に関する事業契約の締結に向けた、本市と事業者の立場と義務を確認するとともに、事業契約締結のための基本的事項を定めるものとする。

なお、運営事業者をＳＰＣとする場合は、定めに基づき事業者は速やかにＳＰＣを設立しなければならない。

（２）事業契約の締結

本市と事業者は、基本協定を締結した後、本件事業を包括的に契約するための事業契約の締結に向けた協議を開始する。事業契約とは、次の内容の３つの契約の総称である。

１)基本契約

基本契約は、事業者へ本件事業を一括して発注・契約するために、本市と事業者の間で締結する本件事業に関する契約である。この基本契約は、建設工事請負契約の本契約締結を効力発生の条件とする停止条件付き契約とする。

２)建設工事請負契約

建設工事請負契約は、基本契約に基づき本市と事業者（この場合は設計施工事業者）の間で締結する本件工事に関する契約である。建設工事請負契約に係る仮契約は、基本契約の締結時期と同じくして締結を予定する。

建設工事請負契約は、岡山市議会の議決を経た後、本契約としての効力を生ずるものとする。

３)運営業務委託契約

運営業務委託契約は、基本契約に基づき本市と事業者（この場合は運営事業者）の間で締結する本件業務に関する契約である。

運営業務委託契約は、建設工事請負契約の本契約締結を効力発生の条件とする停止条件付き契約とする。